

令和2年4月27日

児童発達支援事業所 管理者 様  
放課後等デイサービス事業所 管理者 様

名古屋市子ども青少年局  
子育て支援部子ども福祉課長

児童発達支援および放課後等デイサービス事業所において  
新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等の対応について

みだしのことにつきましては、本市から発出いたしました「放課後等デイサービス事業所等における新型コロナウイルス感染症への対応方針について」に基づきご対応いただいているところです。

本市内の児童福祉施設において新型コロナウイルス感染者が発生し、感染拡大の懸念が高まっている状況をふまえ、今般、児童発達支援および放課後等デイサービス事業所において新型コロナウイルスの感染者が発生した場合等の対応について、下記のとおり取りまとめましたので、内容をご確認いただき適切に対応していただくようお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症については日々状況が変化しているため、今後必要に応じて随時お知らせさせていただくことを申し添えます。

記

1. 子ども又は職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応

(1) 陽性が確認された時点の対応について

①速やかに子ども福祉課に報告する

- ・感染者の氏名、生年月日、性別、最終利用日を報告してください。
- ・感染者が発生した場合は、翌日から臨時休業とするよう要請します。  
なお、休日等で直ちに子ども福祉課と連絡が取れない場合においても、要請があった場合と同様、感染者の発生が判明した翌日から臨時休業とするよう検討をお願いします。その場合は、事後速やかに報告をしてください。
- ・休業を要請する期間は、感染者が最後に利用をした日の翌日から14日間の予定です。
- ・休業期間中も子ども福祉課と連絡が取れるように、緊急連絡先等の報

告をお願いします。

②全保護者・職員に対して休業する旨をお知らせする。

- ・臨時休業を決定した場合は、利用を控えているご家庭も含め全ての保護者及び職員へ、必要な事について速やかにお知らせください。

(2) 休業期間中の対応について

①子ども・職員の健康状態の把握等

- ・休業期間中においても可能な限り保護者や職員と連絡を取って健康状態等の把握等をお願いします。
- ・子どもや職員に、発熱や風邪症状等が出た場合は、速やかに保健センターへ連絡するようお伝えください。
- ・子どもや職員が PCR 検査を受けた場合や検査結果が判明した場合は、速やかに事業所に報告するようお伝えください。また併せて、事業所から子ども福祉課に報告をお願いします。
- ・なお、本市から要請を受けて臨時休業している事業所等において、居宅への訪問、電話その他の方法で児童の健康管理や相談支援などの可能な範囲での支援の提供を行った場合につきましては、報酬の対象とすることが可能です。
- ・その他、保健センター等の指示に従って、施設の消毒等ご協力をお願いします。

②施設の再開について

保健センターの指示・助言をもとに、子ども福祉課と調整の上、施設の再開を判断していただくようご協力をお願いします。

- (3) 上記(1)(2)で市役所の開庁時間外に本市に連絡が必要な場合について  
必要事項（事業所名、事業所の緊急連絡先、前述の感染者または PCR 検査を受けた方の情報（職員か利用者のどちらになるか、最終利用日など）等）をご記入の上、FAX (052-972-4438) にてご連絡をお願いします。

## 2 その他

別添「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」等を参考に、引き続き感染症対策にご留意くださいますようお願い致します。